

2019年8月20日

各位

会社名	野村アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13064)
代表者名	CEO 兼代表取締役社長 中川 順子
問い合わせ先	商品企画部長 増田 真一 TEL (03) 3241-9511

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、下記の通り、対象 ETF の投資信託約款（以下「約款」といいます。）を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF（括弧内は銘柄コード）]

NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証 50 連動型上場投信（1309）

[変更の内容]

- ・取得申込の受付けを停止する条件を変更いたします。
- ・一部解約の実行を請求できる日、及びその受付けを停止する条件を変更いたします。
- ・一部解約の実行の請求手続き、及び解約金の支払いに要する期間を短縮いたします。

詳細は、次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。

[変更の理由]

対象 ETF の運用状況、投資家の利便性を勘案し、変更するものです。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議手続きは行ないません。

[変更の日程]

2019年9月25日まで

内閣総理大臣への約款変更の届出

2019年9月26日

約款変更日

[当該約款変更に係る新旧対照表]

下線部 _____ は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <略></p> <p>② <略></p> <p>1. 取得申込日当日、翌営業日または翌々営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</p> <p>2. 取得申込日から起算して6営業日以内に、<u>ニューヨークの銀行の休業日または別に定める海外の休日がある場合で、指定投資信託証券(第25条第1項に規定する指定投資信託証券をいいます。以下本項および第49条第2項において同じ。)</u>において有価証券等の買付が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該申込日</p> <p>3. 取得申込日当日が、第7条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、<u>計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)</u>の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)</p> <p>4. 対象株価指数の計算方法の変更や対象株価指数において採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合等の際に信託財産が組み入れた投資信託証券において構成の調整が必要なときや、規制等により指定投資信託証券の売買、設定解約ができない期間として委託者が別に定めるもの</p> <p>5. <略></p> <p>③ <略></p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 <同左></p> <p>② <同左></p> <p>1. 取得申込日当日から起算して、土曜日および日曜日を除く6暦日後の日までの期間に、別に定める海外の休日がある場合または日本の営業日でない日がある場合の当該申込日</p> <p>2. <u>信託財産が組み入れた投資信託証券が組み入れる対象株価指数(対象株価指数と表示通貨を同一にすることで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。)</u>に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下「<u>指数連動有価証券</u>」)といいます。)または対象株価指数に採用されている銘柄およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下「<u>株価連動有価証券</u>」)といいます。)の償還や、<u>信託財産が組み入れた投資信託証券が組み入れる当該指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入れ替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</u></p> <p>3. 第7条に定める計算期間終了日の<u>前々営業日および前営業日</u></p> <p>4. 対象株価指数の計算方法の変更や対象株価指数において採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合等の際に信託財産が組み入れた投資信託証券において構成の調整が必要なときや、規制等により第25条第1項に規定する指定投資信託証券の売買、設定解約ができない期間として委託者が別に定めるもの</p> <p>5. <同左></p> <p>③ <同左></p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。</p>

以下第 46 条第 2 項および第 52 条第 1 項を除き同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 46 条 <略>

②～⑥ <略>

⑦ 一部解約金（第 49 条第 5 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 49 条第 1 項の一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 6 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金の制限または停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却（信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一時解約金の支払いを延期する場合があります。

⑧ <略>

（信託の一部解約）

第 49 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受け付け

以下第 46 条第 2 項および第 52 条第 1 項を除き同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止、または取得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 46 条 <同左>

②～⑥ <同左>

⑦ 一部解約金（第 49 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は第 49 条第 1 項の一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 8 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金の制限または停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却（信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一時解約金の支払いを延期する場合があります。

⑧ <同左>

（信託の一部解約）

第 49 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が、原則として毎月一回の一部解約の実行の請求日として定める日の 2 営業日前の日の委託者が別に定める時限までに、委託者が別に定める一定口数の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日における一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なう

<新設>

<p>を停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受け付けを行なうことができます。</p> <p>1. 一部解約の実行の請求日当日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該請求日</p> <p>2. 日本の営業日または別に定める海外の休日のいずれでもない日の前営業日</p> <p>3. 一部解約の実行の請求日から起算して6営業日以内に、ニューヨークの銀行の休業日または別に定める海外の休日がある場合で、指定投資信託証券において有価証券の売却代金等の回金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該請求日</p> <p>4. 一部解約の実行の請求日当日が、第7条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。</p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に別に定める率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお、信託財産留保額は、実質的な投資対象である中国A株において、今後、キャピタルゲイン課税が導入される等の事態が生じる場合には、その影響および水準等を勘案し、委託者が定める率を乗じて得た額に引き上げられる場合があります。</p> <p>⑥ 販売会社は、受益者が一部解約の実行を請求するとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p>	<p>② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。</p> <p>③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該手続きが行われた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に第1項の一部解約の実行の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に別に定める率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお、信託財産留保額は、実質的な投資対象である中国A株において、今後、キャピタルゲイン課税が導入される等の事態が生じる場合には、その影響および水準等を勘案し、委託者が定める率を乗じて得た額に引き上げられる場合があります。</p> <p>⑤ 販売会社は、受益者が一部解約の実行を請求するとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p>
---	--

<p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金の制限または停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとときを含む。）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けの一部または全部を取り消すことができます。</p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～6. <略></p> <p>7. 約款第12条第2項および約款第49条第2項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上海証券取引所、シンガポール取引所または香港取引決済所のいずれかの休場日 ・北京、上海またはルクセンブルグのいずれかの休日（銀行の通常の営業日以外の日） <p>8. ～10. <略></p> <p>11. 約款第49条第5項の別に定める率は、「0%」とします。</p> <p>12. <略></p>	<p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、信託財産が組み入れた投資信託証券の解約または換金の制限または停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとときを含む。）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けの一部または全部を取り消すことができます。</p> <p>⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>(付表)</p> <p>1. ～6. <同左></p> <p>7. 約款第12条第2項の「別に定める海外の休日」は、次の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上海証券取引所またはシンガポール証券取引所の休日 ・北京、上海、ロンドン、ニューヨークまたはルクセンブルグのいずれかの休日（銀行の通常の営業日以外の日） <p>8. ～10. <同左></p> <p>11. 約款第49条第4項の別に定める率は、「0%」とします。</p> <p>12. <同左></p>
--	---

以上